

【契約書別紙】

訪問介護・指定相当訪問型サービス 重要事項説明書

<令和7年6月1日現在>

1. 法人・事業所の概要

(1) 法人の概要

法人の名称	医療法人研医会 田辺中央病院
法人の所在地	和歌山県田辺市南新町147
代表者	理事長 前田 章
設立年月日	昭和44年2月17日
電話番号	0739-24-5333

(2) 事業所の概要

事業所名	田辺すみれ訪問介護ステーション
事業所の所在地	和歌山県田辺市新庄町田鶴1739-21
管理者	前田 一行
電話番号	0739-23-5599

2. 運営規定の概要

(1) 事業の目的

医療法人研医会田辺中央病院が開設する田辺すみれ訪問介護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（指定相当訪問型サービスにあつては要支援状態または事業対象者）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営の方針

①指定訪問介護の提供にあたっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

指定相当訪問型サービスの提供にあたっては、その利用者が可能な限りその居宅で、要支援状態の維持若しくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。

②利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

④地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

- ⑤利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- ⑥事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- ⑦介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- ⑧前7項のほか、「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号）」、「田辺市介護予防・日常生活支援総合事業における指定相当訪問型サービスの人員等に関する基準を定める要綱」及び関係法令に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

3. 事業の実施地域及び営業の時間

- (1) 通常の事業の実施地域 田辺市・上富田町・みなべ町・すさみ町・白浜町
- (2) 営業日及び営業時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（但し12月30日～1月3日を除く。やむを得ない場合については対応を検討します。）

4. 職員の体制

管理者：1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

サービス提供責任者：3名以上

サービス提供責任者は、個々の利用者について計画を作成し、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するほか、サービスの継続的な評価等を行い、事業所に対する指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容と実施の手順に係る管理等を行う。

訪問介護員：20名以上

従業者は、計画等に基づき指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供に当たる。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条）

＜サービスの概要＞

- ① 身体介護（入浴・清拭、排泄、食事、更衣、体位変換、通院・外出等にかかる援助）
- ② 生活援助（調理、洗濯、掃除、買物等にかかる援助）

＜利用料＞ 介護保険の介護給付費の算定に準ずる

（原則として基本利用料の1割。一定以上の所得のある方は2割・3割の額となる。）

① 訪問介護サービス利用料（1割の場合）（要介護1～5）

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満
	163円	244円	387円	567円
身体介護に引き 続く生活援助	20分以上	45分以上	70分以上	—
	67円	134円	201円	—
生活援助	20分以上 45分未満		45分以上	
	179円		220円	

② 指定相当訪問型サービス利用料（1割の場合）

項目	利用料
訪問型独自サービス費 21 標準的な内容の訪問型サービスである場合	287円／回
訪問型独自サービス費 22 生活援助が中心で所要時間 20 分以上 45 分未満の場合	179円／回
訪問型独自サービス費 23 生活援助が中心で所要時間 45 分以上の場合	220円／回

※訪問介護サービスの生活援助と訪問型独自サービスは、最大 60 分を上限目安とします。

③ 初回加算 200 単位／月

訪問介護計画を作成した利用者（退院後に計画を見直した場合なども含む）に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う、訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

④ 緊急時訪問介護加算 100 単位回

利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合に加算されます。

⑤ 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位／月

訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師から助言（アセスメント カンファレンス）を受けることが出来る体制を構築し、助言を受けたうえでサービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）すること。

当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、または ICT を活用した動画等により利用者の状況を把握したうえで助言を行うことを定期的におこなうこと。

⑥ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位／月

現行の訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加え、リハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合。

⑦ 訪問介護処遇改善加算（介護職員処遇改善加算Ⅰ：所定単位数の 24.5%を加算）

訪問介護に従事する職員の処遇を改善するために設けられた加算であり、利用された所定単位数の 24.5%相当分の単位が加算されます。なお、この加算分は職員の処遇に還元するためだけに利用します。

⑧ 特定事業所加算（特定事業所加算Ⅰ：所定単位数の 20%を加算）

厚生労働大臣が定める基準に適合した指定訪問介護事業所が、訪問介護を行った場合に適合する基準に応じた単位数が加算されます。特定事業所加算（Ⅰ）に該当するため所定単位数の 20%を加算

⑨ 同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者（所定単位数の 10%減算）

事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者を訪問する場合、または、上記以外の範囲に所在する建物（サービス付き高齢者向け住宅）に居住する利用者の人数が 1 月あたり 20 人以上の場合、利用された単位数の 10%を減算。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護

身体介護・生活援助とも、介護保険で定める給付費の 10 割負担となります。

また、定期的な介護保険外サービスをご利用される場合は、別途、自費サービスでのご提供も可能となっています。（契約は別途、必要）

②交通費

訪問介護員が、買い物や通院介助、薬の受け取り等で公共交通機関を利用する場合の費用

③サービス提供にかかるその他の費用

電気・ガス・水道・電話代など、サービス実施のためにかかる費用

（3）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条）

毎月、前月分の利用料を一括で請求しますので、サービス利用時等に現金又は口座振替でお支払いください。振り込みをご希望の場合は、下記口座にお振込みください。（振込確認後、領収書発行）

【口座】 紀陽銀行 田辺支店 普通預金 1 3 9 8 4 9 1

【名義】 医療法人研医会田辺中央病院

(4) 利用の中止（契約書第7条）

○サービスの利用を中止又は変更される場合は、利用予定日の前日までに連絡をください。

○中止の申し出がなく、訪問介護員が訪問して不在だった場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただくことがあります。

訪問介護員が予定通り訪問し、不在の場合	当該予定サービス料の10割
---------------------	---------------

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護員の交替

訪問介護員の交替を利用者が希望する場合、あるいは事業所の都合で交替する場合ともに、双方の話し合いによって決定することとします。なお、特定の訪問介護員の固定だけは確約できませんので、ご了承ください。

(2) サービス実施時の留意事項

訪問介護員が行うサービスに関する指示・命令は、事業所が行います。ご希望等がございましたら、事業所へご相談ください。

(3) サービス内容の変更

サービス利用当日に、体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合は、サービス内容の変更等を行います。その場合は、変更に応じたサービス料金を請求します。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|---|
| ①利用者・家族からの金銭や物品等の授受
②家族等に対するサービス提供
③ 利用者・家族に対する宗教活動、政治活動、営利活動等の迷惑行為 |
|---|

7. 苦情解決に関する事項

(1) 指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(2) 事業所は、提供した指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(3) 事業所は、提供した指定訪問介護〔指定相当訪問型サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

苦情・相談窓口

(1) 当事業所の苦情・相談窓口

- 苦情受付窓口 TEL：0739-23-5599 担当者：米澤 美智代
○苦情解決責任者 前田 一行

(2) 行政機関等の苦情・相談窓口

田辺市やすらぎ対策課	TEL 0739-26-4931
和歌山県国民健康保険団体連合会	TEL 073-427-4678
和歌山県社会福祉協議会	TEL 073-435-5222

8. 第三者評価の実施について

第三者評価は実施していない。

9. 緊急時・事故発生時の対応方法

利用者に対するサービスの提供により、緊急時や事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

主治医	医療機関			
	氏 名			
	電話番号			
ご家族	氏 名		続 柄	
	電話番号			

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損保
保険名	賠償責任保険
保障の概要	賠償責任（身体、財物）、財産に対する補償

10. その他

○要介護認定の申請前や申請後で要介護認定前のサービス利用について

- ・要介護認定の申請前、または申請後で要介護認定前にサービス提供を行った場合には、要介護認定後に行う居宅サービス計画書（ケアプラン又は支援ケアプラン）の見直しを踏まえ、訪問介護計画書及び介護予防訪問介護計画書の見直しを行います。
- ・介護認定の結果、自立（非該当）となった場合や、認定前に提供されたサービス内容が認定後の支給限度額を上回った場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額をご負担いただきます。

1 1. 虐待の防止のための措置に関する事項

(1) 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待防止に関する責任者	管理者：前田 一行
-------------	-----------

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

1 2. 身体拘束の禁止に関する事項

(1) 事業所は、指定訪問介護〔指定訪問介護従前相当サービス〕の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

(2) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービス又は指定相当訪問型サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

田辺すみれ訪問介護ステーション

＜説明者氏名＞ _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービス又は指定相当訪問型サービスの提供開始に同意しました。

＜利用者氏名＞ _____ 印

＜代筆者氏名＞ _____ 続柄

＜代理人氏名＞ _____ 印